

第2節 動員配備計画

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 動員配備計画 □総括班 </div>
--

1. 防災配備の種類

災害対策本部長あるいは総務部長は、災害の状況に応じて災害警戒本部や災害対策本部の体制配備規模を決定し指示する。

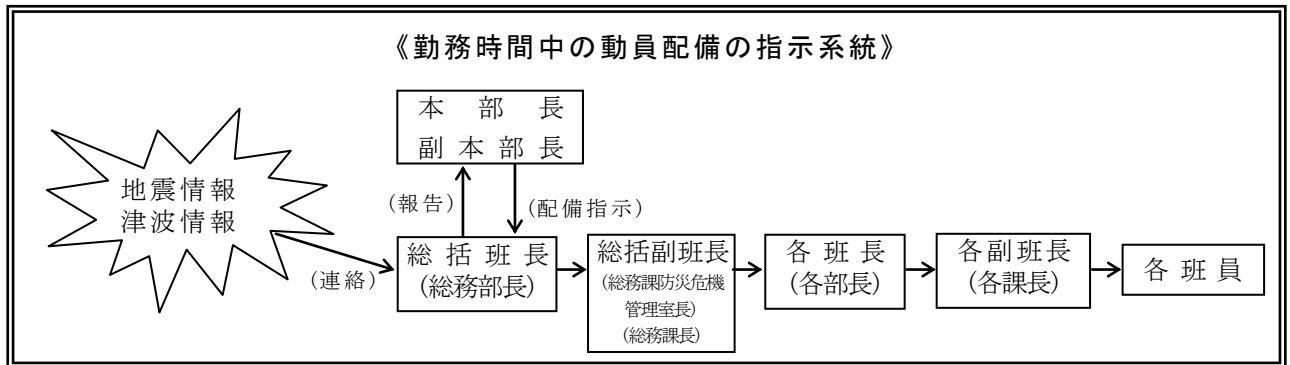
《災害警戒本部及び災害対策本部の配備種類》		
体制区分	防災指令	発令時期
災害警戒本部	第1警戒体制	市内で震度4の地震が観測され、または津波注意報が発せられた場合で、比較的軽微な災害が発生し、または発生するおそれがあるが、災害対策本部設置までに至らないとき。
	第2警戒体制	市内で震度5弱の地震が観測され、または津波警報が発せられた場合で、比較的軽微な災害が発生し、または発生するおそれがあるが、災害対策本部設置までに至らないとき。
災害対策本部	第1配備	市内で震度5強の地震が観測され、または大津波警報が発せられた場合で、局地的災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。
	第2配備	市内で震度6弱以上の地震が観測され、または大津波警報が発せられた場合で災害救助法が適用される災害、またはこれに準ずる災害が発生したとき、あるいはそのおそれがあるとき。

2. 動員要領

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

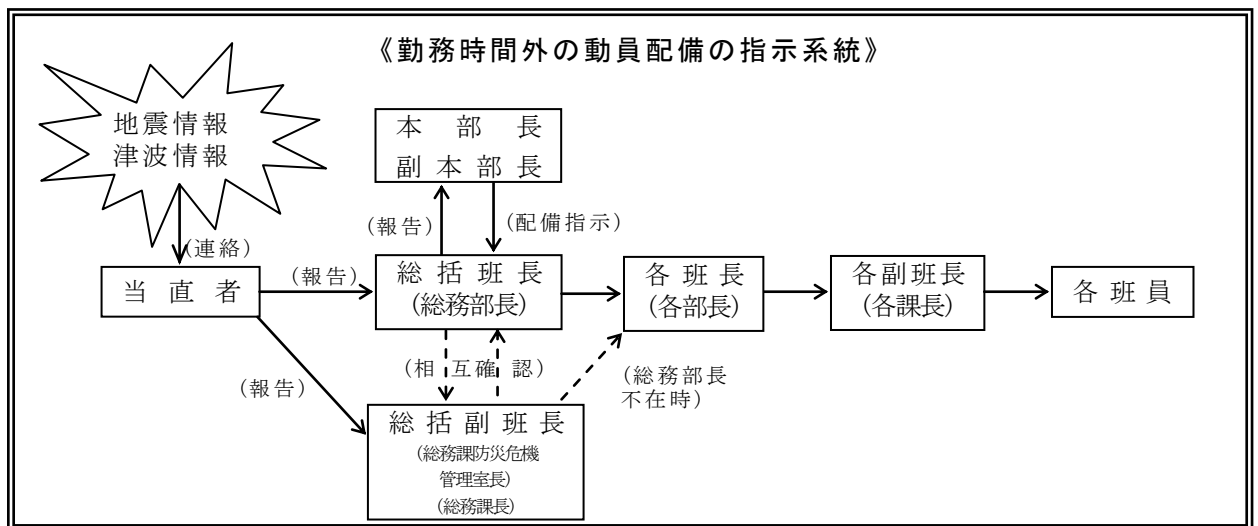
- 1) 総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)は、災害対策本部(災害警戒本部)が設置された場合、本部長(災害警戒本部については総務部長)の指示により、各班長(各部長)に対し配備体制を指令するものとする。
- 2) 各班長(各部長)は、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに各副班長(各課長)を通じて職員の配備を行う。
- 3) 配備職員は常に所在を明らかにし、災害の発生が予想される事態または災害の発生を知った時は直ちに登庁し、または副班長に連絡してその指示を受けなければならない。
- 4) 各班長(各部長)は、職員の配備を完了したときは、速やかに総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)に報告するものとする。
- 5) 災害時の回線輻輳を考慮して、市長・副市長・総務部長・総務課防災危機管理室長・総務課長は災害優先携帯電話または衛星携帯電話を、各部長は防災用携帯電話を

今後整備・利用して情報伝達を行うこととする。



(2) 勤務時間外における動員

- 1) 勤務時間外における職員の動員のための連絡通知は、電話または使送のうち最も早い方法による。
- 2) 当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、総括班長または総括副班長に連絡する。連絡を受けた総括班長または総括副班長は市長及び副市長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に連絡するものとする。
 - ア. 災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
 - イ. 災害が発生し、緊急に必要な措置を実施する必要があるとき。
 - ウ. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



(3) 職員の自主参集

- 1) 職員は、常に地震関連情報等に留意しておき、地震発生や津波予警報の発表または災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは被害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- 2) 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3. 配備体制

(1) 動員配備各配備体制における人員は以下のとおりとする。なお、災害状況に応じて人員増加を行う。

《動員配備表》

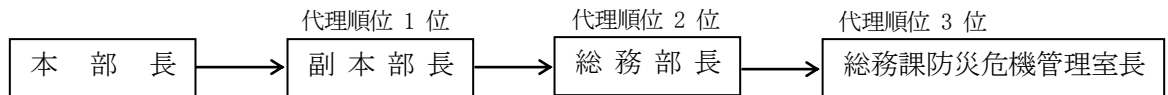
部 名	班 名	災害警戒本部		災害対策本部	
		第1体制	第2体制	第1配備	第2配備
総務部	総括班	14+※	28+※	44+※	全員
	総括担当	9	15+※	全員	〃
	広報担当	1+※	3	〃	〃
	秘書担当	1+※	2	2	〃
	情報担当	3+※	6+※	全員	〃
	財政担当	※	2+※	7+※	〃
	避難所担当	※	※	※	〃
市民部	市民班	2+※	7+※	17+※	〃
福祉部	福祉班	2+※	5+※	15+※	〃
都市整備部	都市整備班	2+※	5+※	21+※	〃
産業振興部	産業振興班	2+※	4+※	17+※	〃
環境水道部	環境水道班	2+※	5+※	15+※	〃
教育部	教育班	2+※	6+※	16+※	〃
消防部	消防班	5+※	10+※	15+※	〃
協力部	協力班	2+※	7+※	17+※	〃
合 計		33+※	77+※	177+※	全員

※については、必要に応じて配備

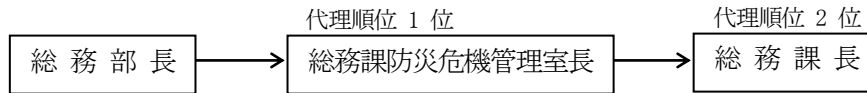
(2) 意思決定権者(本部長職務)代理順位

- 1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告しその承認を得る。

7. 災害対策本部の場合



4. 災害警戒本部の場合



なお、その他の災害対策本部員の代理順位は下記に示すとおりである。

役職名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
副市長	総務部長	総務課防災危機管理室長	総務課長
教育長	教育部長	教育政策課長	学校教育課長
市民部長	税務課長	総合窓口課長	収納課長
福祉部長	地域福祉課長	子ども支援課長	生活支援課長
都市整備部長	土木課長	都市政策課長	建築政策課長
産業振興部長	農林水産課長	商業観光課長	企業立地課長
環境水道部長	下水道課長	上水道課長	環境課長
会計管理者	会計課長	会計係長	—
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局庶務係長	議会事務局議事係長
教育部長	教育政策課長	学校教育課長	生涯学習課長
消防長	消防次長	消防署長	警防課長
総務課防災危機管理室長	総務課防災危機管理室 防災係長	—	—
総務課長	総務課総務係長	総務課職員係長	—
総合政策課長	総合政策課 企画係長	—	—

2) 本市に激甚な災害が発生またはそのおそれがあると認められる場合は、“**総括班**(総括担当)”は、市長に対して次の必要事項を報告し、災害対策本部を設置する。

a. 本部員等の所在の確認
b. 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
c. 災害対策本部の設置
d. 登庁方法の確認
e. その他必要な事項

3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、または事故がある場合は、市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、災害対策本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。

4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、または市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、または職務を引き継ぐ。

(3) 職員の状況把握及び業務

1) 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の副班長に報告し、班長がとりまとめて“総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”に報告する。

2) 各班を統括する者は、職員の登庁状況について“総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”に定期的に報告する。

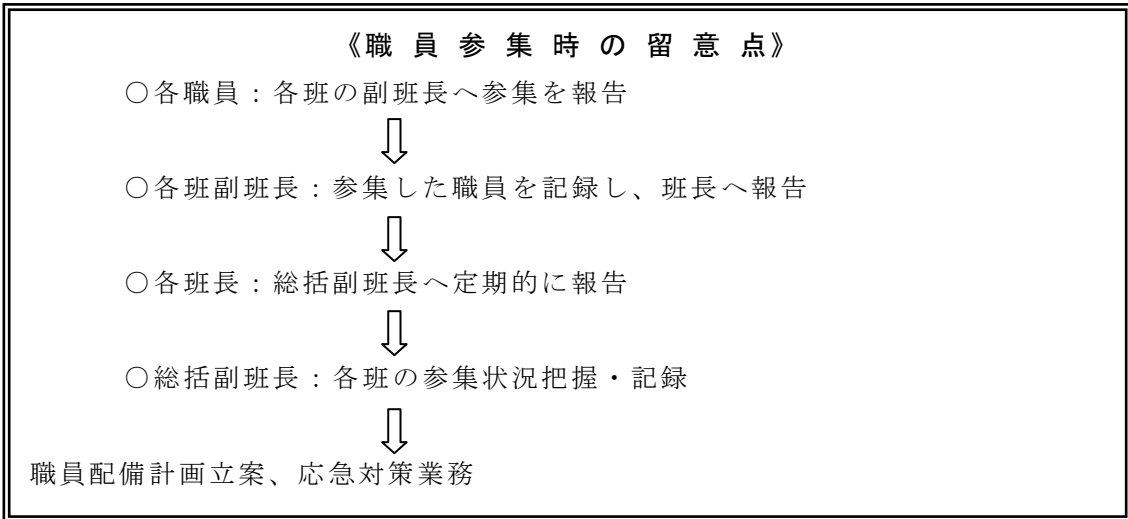
3) “総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”は、災害対策本部員の登庁状況を把握・記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

4) “総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”は、各班の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

(4) 情報の収集について

1) 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、速やかに登庁するとともに、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、“総括班(情報担当)”に報告する。

2) “総括班及び消防班”は、情報収集(消防無線等による情報伝達)に努める。



4. 避難所担当職員の配備 【資料編*Ⅲ.1.1】

本庁に災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合、各校区の指定避難所(公民館等)に資料編に示す避難所担当職員を配置する。

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

1) 総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)は、災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、各責任者に対し配備体制を指令するものとする。

*資料Ⅲ.1.1「避難所担当職員名簿」

- 2) 各責任者は、指示された配備に応じて職員の配備を行う。
 - 3) 各責任者は、職員の配備を完了したときは、速やかに総括副班長に報告するものとする。
- (2) 勤務時間外における動員
- 1) 勤務時間外における避難所担当職員への連絡通知は、電話または使送のうち最も早い方法による。なお、連絡系統は上記の平常執務時に準ずる。
 - 2) 避難所担当職員は、常に災害関連情報等に留意しておき、災害発生または災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは被害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら担当避難所に出動し、あるいは避難所責任者に連絡してその指示を受けなければならない。
 - 3) 避難所担当以外の職員に関しても、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。
- (3) 避難所担当職員の業務
- 1) 各避難所の責任者は、参集した職員を把握するとともに、“**総務班**(総括担当)”へ報告する。
 - 2) 職員は集合途中にできる限り被害状況を把握し、各避難所責任者へ報告する。各責任者は、被害状況を集約し“**総務班**(情報担当)”へ報告する。
 - 3) 各避難所担当職員は、災害対策本部総括班の指示に基づき、施設職員や消防団等と協力して避難所を開設するとともに、避難勧告あるいは避難指示対象地区に居住する住民への情報伝達や避難誘導にあたる。
 - 4) 住民への避難情報等の伝達や避難誘導にあたっては、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮するものとする。
 - 5) 自主避難者も含め、避難所に収容した住民の名簿を作成するとともに、“**総務班**(情報担当)”へ報告する。
 - 6) 避難住民及び在宅被災者に、水や食糧等の緊急支援物資を必要に応じ支給する。
なお、避難所の開設や運営等の詳細に関しては、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。